

海上保安部長公示第7－2号

港則法第39条第1項及び第45条の規定により、次のとおり一般船舶の航泊を禁止するので、同法第39条第2項及び第45条の規定により公示する。

令和7年7月23日

尾鷲海上保安部長



尾鷲港における航泊の禁止について

尾鷲港において、花火打上げが行われるため、下記により一般船舶（当該行事に従事する船舶及び尾鷲海上保安部長が許可した船舶を除く。）の航泊を禁止する。ただし、当該行事が実施されている場合に限る。

記

1 期間

実施日 令和7年8月2日（土）午後7時30分から午後10時00分までの間

予備日 令和7年8月3日（日）、8月9日（土）、8月10日（日）同時刻

2 区域

次のア点からカ点を順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海面

ア 尾鷲港第一防波堤灯台から263度287メートルの地点

イ ア点から21度330メートルの地点

ウ イ点から90度339メートルの地点

エ ウ点から156度260メートルの地点

オ エ点から199度412メートルの地点

カ オ点から290度302メートルの地点

3 備考

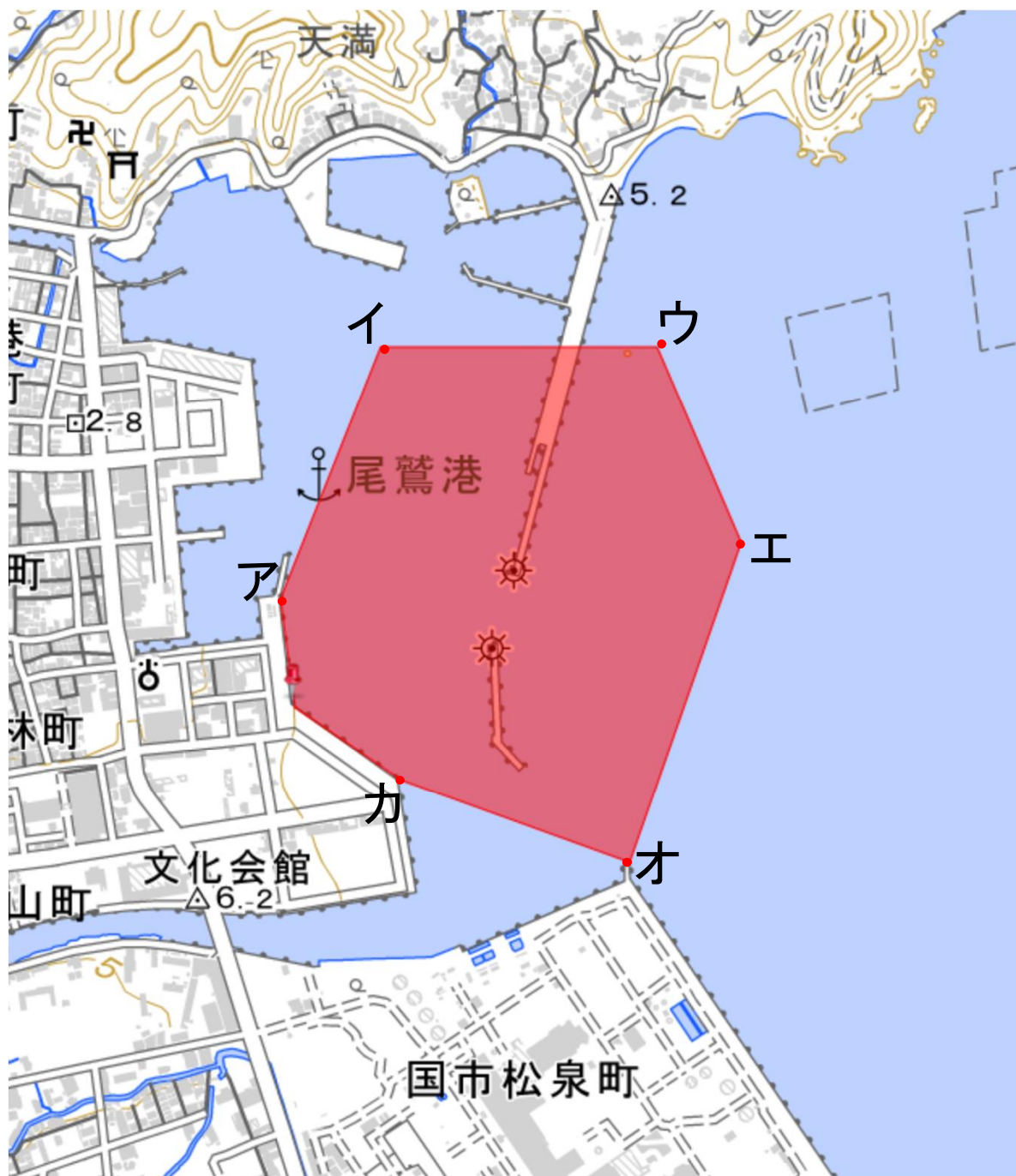
行事实施中、上記区域周辺に警戒船5隻が配備される。

上記区域イ点、ウ点、エ点には区域を示す灯浮標（赤色2秒1閃光）が設置される。

# 尾鷲港

航泊禁止区域略図

部長公示第7-2号



航泊禁止区域